

第二回 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会 会議録	
開催日	令和6年10月31日(木) 午前10時00分から午前12時00分まで
開催場所	市庁舎18階なみき2～5会議室
出席委員等	<p>(有識者、支援団体等) (敬称略)</p> <p>川田 悦子委員 (マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官)</p> <p>篠原 恵一委員 (母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施設長)</p> <p>丹羽 麻子委員 (公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜 相談センター長)</p> <p>濱田 静江委員 (社会福祉法人たすけあいゆい 理事長)</p> <p>本間 春代委員 (弁護士法人あおぞら法律事務所 弁護士)</p> <p>松浦 正義委員 (横浜市民生委員児童委員協議会 緑区民事協理事)</p> <p>道下 久美子委員 (一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会 理事長)</p> <p>湯澤 直美委員 (立教大学コミュニティ福祉学部 教授)</p> <p>渡邊 修一委員 (NPO法人 サステナブルネット 理事長)</p> <p>(行政職員) (敬称略)</p> <p>竹内 弥生委員 (緑区こども家庭支援課長)</p> <p>鋪 歆奈委員 (戸塚区こども家庭支援課長)</p> <p>森田 和枝委員 (泉区和泉保育園長)</p> <p>伊藤 泰毅委員 (健康福祉局生活支援課長)</p> <p>石津 啓介委員 (建築局住宅政策課担当課長)</p> <p>(代理: 建築局住宅政策課手代森係長)</p> <p>末吉 和弘委員 (教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長)</p>
欠席委員	近堂 次郎委員 (横浜市中心職業訓練校長 (経済局雇用労働課長))
議 題	<p>1 第1回連絡会会議録について</p> <p>2 自立支援計画(令和7年度～11年度)素案について</p> <p>3 意見交換</p>
開 会	<p>藤浪課長: 皆様、定刻となりましたので、始めさせていただきます。ただいまから、第2回横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会を開催いたします。本日は、委員の皆様、お忙しいところ、ご出席くださりまして、ありがとうございます。私は、本連絡会の事務局を務めさせていただきます、こども青少年局こども家庭課長の藤浪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この後、司会進行は係長の花田が行います。</p> <p>花田係長: 本日、司会進行を務めさせていただきます、こども家庭課の花田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に沿ってご説明させていただきます。まず、資料の確認で</p>

すが、お手元の次第のほか、第1回ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会の議事録が資料1になります。また、概要版と素案と書いてありますひとり親家庭自立支援計画の素案と、参考資料としてアンケートの結果がございますので、ご確認をお願いいたします。

本会議につきましては、後日、発言された方の氏名を含めまして議事録をホームページ等で公開させていただきますので、ご承知おきください。

次に、委員の出席等についてご確認させていただきます。この横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会は、学識経験者や法律の専門家、ひとり親家庭自立支援団体の方など外部の委員9名、横浜市の職員が7名、合計16名の方に委員としてご就任いただいております。本日にしましては、全委員の方からご出席を頂いております。お忙しい中、どうもありがとうございます。

## 議 事

花田係長：それでは、続きまして、議事に入らせていただきますが、以後の進行役についても私が進行させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

### (1) 第1回連絡会会議録について

花田係長：それでは、議事に移りたいと思います。議事(1)第1回連絡会会議録についてに入ります。まず、資料のご説明を私からさせていただきます。

先日、7月4日に実施いたしました横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会の会議録の確認をさせていただきました。どうもありがとうございました。議題としましては、ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会運営要綱について、次期計画の策定について、第5期ひとり親家庭自立支援計画(令和7年度～11年度)策定に向けた方向性について、意見交換をさせていただきました。幾つか委員の方からご修正いただいたところもございますが、また修正等ありましたら、1週間以内にご連絡いただければ、反映させていただきます。その後、ホームページ等に公開させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ここまでの説明について何かご質問等はございますか。特にないようですので、次の議題に移ります。

### (2) 自立支援計画(令和7年度～11年度)素案について

花田係長：続きまして、議事の2つ目、第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画(令和7年度～11年度)の素案について、入らせていただきます。まず、資料のご説明を私からさせていただきます。本日の議論のベースとなるものですので、20分ほどお時間を頂きまして、ご説明させていただきます。その後、項目を順に区切りながら、皆様に質疑応答並びにご議論をいただきたいと思っております。皆様にご意見いただく時間をできるだけ多く取りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それで

は、こちらの冊子のほうでご説明させていただきますので、ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）素案をご覧ください。

まず、1ページをおめくりいただきまして「第1章 計画策定の趣旨」をご覧ください。計画の位置づけについては、再度のご説明となりますが、本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。

2計画の期間ですが、本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年としております。

3計画の経緯及び第4期計画における主な取組のところは割愛させていただきます。

5ページまでお進みください。「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」ですが、「1社会的背景」としまして、前回のひとり親家庭自立支援計画策定連絡会でもご議論いただいたところにはなりますが、再度ご説明させていただきます。「1社会的背景」「(1)物価上昇を背景にした困窮状況」ですが、物価高騰の影響を受けているひとり親の安定した生活を支える観点から、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要があるとしております。

「(2)DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題」については、ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要ですとしております。

「(3)住宅確保に向けた支援」というところですが、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題ですとしております。

「(4)共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援」というところですが、今後、導入予定の離婚後の共同親権ですけれども、養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向に進むよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があるとしております。

「(5)国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充」というところですが、国は、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化し、子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援など、多面的に強化してきております。本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があるとしております。

「(6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進」というところですが、こども基本法やこども大綱等を踏まえまして、本市においても、こどもの年齢及び発達  
の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、  
ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくこ  
とが重要としております。

7ページに続きまして「2 ひとり親家庭の現状」「(1) ひとり親家庭の数」とい  
うところですが、令和2年の国勢調査によると2万2635世帯で、内訳は、母子家庭が  
1万9481世帯、父子家庭が3154世帯となっております。

「(2) ひとり親家庭の世帯状況について」というところですが、稼働収入につい  
ては、児童のいる世帯750万円に対して、本市調査によると、母子家庭は329万円、父  
子家庭は661万円となっていて、母子家庭・父子家庭共に低く、特に母子家庭が著し  
く低いことが分かります。

続きまして、10ページに進みまして「3 ひとり親家庭の課題状況」というところ  
ですけれども、「(2) 就業の支援」というところになります。令和5年度本市調査に  
よると、本市のひとり親の就業率は、母子家庭が89.8%、父子家庭が93.0%と、前回  
調査より高くなっております。また、11ページの下のところになりますが、子育てと  
就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、  
ワーク・ライフ・バランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援、生活  
条件に合う仕事のあっせん、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みな  
ど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められております。

次のページに移りまして「(3) 経済的支援」というところですが、令和5年度本  
市調査において、家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ、「大変苦しい」「やや苦し  
い」という回答が合計で52.5%に上りました。経済的支援はひとり親家庭の生活を守  
る大変重要な支援となっております。児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度にお  
いて行われていますが、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる  
多面的な支援も求められております。

「(4) 養育費確保の支援」というところですが、離婚等によりひとり親家庭とな  
ったこどものために支払われるべき養育費について、「子によって違う」を含めて  
「養育費の取り決めをしている」と回答した母子家庭は52.3%、父子家庭は36.3%と  
半数近くの世帯で取り決めをしておりません。相談・啓発の取組や養育費確保支援事  
業などの着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成  
長を後押しすることが求められております。

次のページに移りまして「(5) 相談・情報提供」というところですが、令和5年  
本市調査では、「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は  
42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、  
父子家庭は20.4%となっています。ひとり親家庭の多くが、ひとりで就労、家事、育  
児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所に

とられない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

次のページ「(6) こどもへのサポート」というところですが、全国調査等によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対し、ひとり親家庭では65.3%となっております。また、こどもへのヒアリングやアンケート調査では、「進路の選択をするときに、学費のことを考えることはある」といった声もありました。どんな状況にあろうとも、こどもが健やかに成長できるよう、こどもの視点に立った、こどもへの支援の充実が必要です。そのため、こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

「第3章 ひとり親家庭支援の基本方針」ですけれども、こちらは「基本理念」という項目を新たに設定しております。基本理念ですが、ひとり親家庭の生活の安定・向上及びこどもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこどもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

「2 支援の視点」ですが、基本理念の下、ひとり親家庭に対して包括的な支援が進むよう、次の3つを、支援に当たって大切にしたい視点としております。(1) 自立を支援する視点。ひとり親家庭の生活の安定に向けた伴走型の自立支援です。

(2) こどもの視点。こどもに届く支援、こどもの視点に立った支援です。(3) 地域支援の視点。ひとり親家庭やこどもを社会全体で支える地域展開の取組の推進です。

「3 支援における取組の方向性」ですが、3つの視点を踏まえ、次の2つの方向性を重視して、取組を進めます。

「(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化」ということで、多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等、時間や場所にとられない相談支援を進めます。また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。さらに、特に父子家庭が抱える困難に着目した、分かりやすい情報提供や交流の機会づくりを推進します。

「(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供」というところですが、親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援を行います。また、養育費の確保支援、こどもの希望を尊重した上での親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもが未来へ希望を持てる支援を進めます。支援の実施に当たっては、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

「4 支援における取組の柱」ですが、3つの視点、2つの方向性を踏まえ、次の6つを取組の柱として具体的施策を推進します。次のページにおめくりいただきまして、18ページの下【ひとり親家庭支援の基本方針の体系図】のところをご覧ください。こちらの、基本理念、支援の視点、支援における取組の方向性・柱というところですが、6つの取組の柱として、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費確保の支援、相談機能や情報提供の充実、こどもへのサポートという6つの取組の柱を記載しております。

続きまして「第4章 支援の具体的事業・取組」のところですが、まず初めに、ひとり親家庭自立支援計画事業の体系図を記載しております。ひとり親家庭の支援には6つの取組の柱があり、それぞれの取組の柱に沿った事業を記載しております。枠が囲ってあるところについては第5期計画における新規事業で、第4期計画から第5期計画まで、新たに始めた事業も含めて記載しております。新たに始めた事業ですが、「⑥こども家庭センター」「⑧ひとり親家庭の食支援」、細目については、「③住宅確保の支援」の「よこはま住まいサポート相談窓口」「住宅支援資金貸付」になります。また、「⑤養育費確保支援事業」というのを新たにスタートしております。「5 相談機能や情報提供の充実」の「⑧当事者同士の交流や仲間づくり」の「父子家庭の交流事業」も新たに始めております。また、「6 こどもへのサポート」ですが、「③生活・学習支援事業」の中で「思春期・接続期支援事業」と「大学等受験料等補助事業」を新たに始めております。「ひとり親支援」と書いてあるところにつきましては、ひとり親家庭またはひとり親家庭に準ずる家庭のみ対象となる支援です。

続きまして、次のページからの細かなところにつきましては、各事業の説明ということで割愛させていただきます。

続きまして、33ページにお移りいただきまして「第5章 計画推進にあたっての指標」というところですが、本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。令和11年度の数値目標は、第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）に合わせて設定しております。指標の1つ目としては就労の状況の把握ということで、ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数ですが、5年累計で1800人を目標としております。指標の2つ目、こどもへのサポートの状況ということで、思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合ですが、目標としては令和11年度時点で70%になることを目標としております。また、参考資料として、本市調査における以下の項目についても目標を設定しております。本市調査は5年に1度のものになりますが、こちらに令和5年度の現状値として挙げている「就職率」「就業形態が正社員・正規職員の割合」「養育費の取り決め率」「養育費の受領率（現在も受けている）」「養育費の取り決めをしている場合の受領率（現在も受けている）」をそれぞれ令和11年度、実際は令和10年度に調査をすることになるかと思

ますが、令和11年度の目標値をそれぞれこのように掲げております。

あとは参考資料にさせていただいております、令和4年度計画の振り返りと実績一覧、アンケート調査結果の概要、ヒアリング等調査結果の概要、こどもへのアンケート結果、ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会の委員メンバーなどを記載しております。

あと1点、概要版で、概要版の内容は今お話しさせていただいたとおりですが、一番最後のページに、現在実施している意見募集について記載しております。募集期間は、メールでお伝えさせていただいておりますが、令和6年10月17日から11月15日まで、メールや電子申請システムなどでご回答いただく方式で実施しております。

説明につきましては以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ここからの進行については課長の藤浪のほうに替わらせていただきます。

### (3) 意見交換

藤浪課長：では、皆様、説明が取りあえずざっと長かったので、聞くことで精いっぱいというところかと思いますが、この後の時間は幾つかテーマに区切って皆様との意見交換ということで、ご質問やご意見をぜひ賜れればと思っております。よろしく願いいたします。計画全体をざっくりという幅広くなってしまいますので、幾つか区切りながら進めさせていただきたいと思っております。

まず最初は、こちらの素案のところでございますと、最後の具体の計画のところは、そこで区切ってぜひ皆様と意見交換をと思っておりますが、それまでの第4章までに至るひとり親の現状と課題、前回もご意見を頂きましたけれどもそのあたりとか、施策体系というところまで、私どもがつくっている全体のところにつきまして、まず皆様から意見を頂ければと思っております。意見交換に入るに当たりまして、事前に皆様にご意見を伺ったところ、渡邊委員から先にご意見を寄せてくださいまして、皆様のほうに別添資料として1枚物をつけさせていただいておりますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。まず冒頭ということで、ぜひこちらのところから意見交換させていただければと思っております。

渡邊委員からは3つ頂きました。1つ目は、13ページの(4) 養育費確保の支援というところで、共同親権の関係の流れなども踏まえながら、いろいろと養育費確保ということで進めていくところなのですが、これに対して渡邊委員から、意見の中にアンダーラインを引かせていただいておりますけれども、「令和8年度までに施行予定の民法改正の法定養育費の創設と養育費に先取特権の付与があります。今回これが明確に民法で位置づけられているのが非常に大きいことだと私どもも思っています。これで養育費の支払いが進むと思われそうですが、計画の中にこのことが触れられていないのはなぜでしょうか」というご質問を頂きました。これについて、もし渡邊委員から何か補足などありましたらお願いできればと思っております。いかがでしょうか。

渡邊委員：養育費確保の件は、私ども相談事業を行っております。例えばお金がない、いろいろ

施策を見ても、ちょっとこの人に合う支援策がないなというところで、最後やはり「養育費はもらっていらっしゃるでしょうか」と聞くことが時々あります。そうすると、言いたくない、元旦那さんに関わりたくないということと、その中でも、こどものためにやはり養育費を確保してほしいと言うのですが、なかなかそこが分かっていただけないということで、民法改正を機に、民法改正は面会の件とかいろいろ賛否両論あるのは存じ上げておりますが、養育費に関しての民法改正は、私は画期的だと思います。養育費の取決めがなくても法定養育費で請求できる。そして、強制執行したとき、一番最初に天引きできちゃうというのは、関わらなくても養育費を確保することが可能ということであって、これを使っていただければ、目標値40%ということでもありますけれども、50%ぐらいの、半分の方は可能ではないかということで、こういう意見をさせていただきました。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。まさに渡邊委員からご説明いただいたような状況がございます。私どもも意図的に触れていなかったということではなくて、5ページから展開している社会的背景のところ、養育費確保のところは共同親権の法制化みたいな話があるので、そこでこういう制度改正に触れることも考えようかと今回の渡邊委員の意見で思ったのですが、実は、法定養育費はします、あるいは養育費の先取特権もしますというのは明確になっているのですが、そこをどういうふうにというところはまだ議論しているところで、法定養育費も幾らみたいところは、本間先生、まだ決まっていないですね。

本間委員：そうですね。まだ決まっていないですね。

藤浪課長：そのあたりは議論されているところなので、今の段階では明確にそこを示すということが難しい状況です。国の今の審議の状況を見ていると、7月ぐらいからその検討会が始まっています、今、その状況を注視している状況にあります。今後、近いうちにガイドラインが自治体のほうに示されるというふうに聞いているのですが、いつ出るのか自治体として存じていないところがございます。改めてそこが示された場合に、いわゆる法制審議的にはどうしていくのか、自治体がやっていくところはどこまでいくのかということももう少し見えてきましたら、横浜市としてもしっかりと取組を進めていく必要があるともちろん思っているのですが、今の時点で国の動きがちょっと見えな中で、こちらの計画のほうに明確に書いていくことが難しいところもございまして、最終的に計画が案として整っていく流れの中で、もう少し見ていけるところがあれば、ぜひそこはやっていきたいと思っております。またそのあたり、養育費の確保みたいところは、この後の議論のテーマになるかと思っておりますので、いろいろと意見交換ができればありがたいと思っております。渡邊委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に2つ目、ご意見を頂いています。相談機能や情報提供の充実ということで、まさに父子家庭支援をしていただいている渡邊委員ならではのご意見ということで、やはりジェンダーということで、父子家庭ならでは、母子家庭ならではというところの

父子家庭というのが、やはり数としても少なかったりということもありますので、アンダーラインを引いておりますが、相談を受ける側がジェンダーを考慮して、男性であり、父子家庭に理解があるとは限らないのが現状だと感じますというふうにご意見を頂いております。このあたりも補足いただいてよろしいですか。

渡邊委員：父子家庭支援の中で一番重要なのは、実はこどもの犯罪率が、二人親家庭、母子家庭、父子家庭の中で、父子家庭が一番高い。あまり不名誉なことなのですが、事件が起きてから、何か事故が起きてから支援が入るような事例が実は多々あってというところを父子家庭の特徴として述べさせていただきます。相談事業が有益なのは皆さんもご存じだと思います。いろいろなところで、いろいろな地域で相談事業をやっていると思いますが、男性の相談に男性が乗るというふうにあまりなっていないのが現実だと思います。それは難しい。全て男性の相談者が対応するというのは現状においてすごく難しいと思いますが、その相談する方が父子家庭に理解がちゃんとあるかといったら、そこはどこの地域も手つかずではないかと思っています。父子家庭特有のものがどういうものなのかをやはり理解した上で相談に乗ってほしいかなというのが私の願いで、これを書かせていただきました。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。非常に大事な問題提起かなと思います。確かに区の現場でも、必ずしも男性の相談に男性が乗るということはなくて、むしろ相談される方もどちらかという母子のほうが多いし、受ける側の職員、女性職員が多くなってきたりしているということで、ジェンダーが一致するような形で展開がされていないのが現状になると思います。私どもも専門職は一応どんな相手であれ、専門職としてしっかりとその認識を持ってやる。だからこそ、専門職としての相談事業というところで力を発揮していくのだと思いますが、渡邊委員のご意見を伺って、局としても少し反省がございます。区の職員に対してしっかりそういう意識を持って研修するというよりは、父子家庭への支援はこうですよというような形で明確にした研修というものがちょっと行えていないところがございます。そういったところでは、そこを今後はやっていく必要があるかと改めて思いました。また、父子家庭の困り事という、私どもも調査結果からはこんなところがあるというのがありますし、渡邊委員からは、父子支援の父子交流事業のところでも父子家庭のこういうところが問題だというのがありますので、ぜひ何かの折にはこういったお話を例えば職員にさせていただくとか、そのような機会も持てるといいのかなというふうに、渡邊委員のお話などを伺いながら思っているところです。区役所の支援というところで、区役所のご意見も聞ければと思いますが、福祉職として竹内委員、どうでしょうか。

竹内委員：緑区の子ども家庭支援課長の竹内です。前回もお話しさせていただいたとおり、私は職員時代もひとり親支援の部署とか区のケースワーカーとして、母子生活支援施設とか様々な制度のご相談からご案内をしておりました。今、渡邊委員がおっしゃっていただいたことと局のコメントにあるように、今、区役所の子ども家庭支援課で、ひとり親支援ということで社会福祉職が相談窓口で相談に乗りながら、各種制度のご案内

をしたりしているのですが、実態としてはなかなか、ある程度離婚が決まられた、もしくは離婚を考えている、主に女性のお母さんから、ひとり親になった場合に手当は何かもらえるのかとかで児童扶養手当のご案内をすとか、もしくはそこにDVが絡んでいたり、母子での生活が苦しいとなると、母子生活支援施設のご相談だったりというような、どうしても制度ありきのご案内が多くなっている部分はあるかなと思っています。

前回1回目のときも申し上げましたが、ご相談の内容としては父子世帯になるかもしれない、もしくは父子世帯の方の様々な生活相談というのが今、十分には、区の窓口は前回もちょっと触れましたけれども平日の日中しか区役所が開いていないものですから、さっきの今までの統計にもありますように、平日日中に来所相談で区役所にご相談にいらっしゃるといこと自体が、とてもニーズとかけ離れてしまっているのだらうなという思いはあります。ただ、この後、区のほうでも様々な業務見直しとかの中で、専門職がひとり親支援のところで母子・父子自立支援員としての役割をしっかりと果たしていく方向に向かいつつあるところですので、やはり研修等で区のソーシャルワーカーにも求められている役割とか期待値、あとは皆さんの本当にこういうところが困っているんだということと、どうやってそこに寄り添ったり、もしくは区役所だけで解決できないものはどのようなところにおつなぎしながら展開できるかというようなところは、職員も新人からベテランまで様々おりますので、人事異動でいろいろな部署に動いてしまう区の職員の実態もございますので、それがきちんと持続して、どんな方がご相談にいらしても、どんな職員が対応したとしても、同じレベルのことをお伝えできるような形にできればなと思っていますところでございます。

藤浪課長：ありがとうございます。父子に限らずひとり親は9割近くが日中働いているのに、役所の相談が開いているのは平日だけだと、就業している時間と重なっているということで、なかなか相談一つとってもひとり親にとっては敷居が高いと前からずっと言われているところがあって、改めて耳が痛いなと思っています。ひとり親サポートよこはまで夜間相談も受けていたり、ひとり親支援団体などにつながっていく中で、行政だけではない部分の受け止めというのもしっかり考えていかないといけないなと思っています。母子寡婦福祉会様は、この1月からひとり親家庭福祉会ということで、「母子寡婦」を取って全国的なものと合わせて名称変更してきたというところでは、母子だけでなく父子という部分もしっかり織り交ぜていくのかなと思っています。もし何か道下さんからこの関係であればお願いいたします。

道下委員：父子家庭の会員の方も少し増えています。近隣でいえば東京は、母子寡婦が1190名に対して40名。東京の会長さんは男性です。ほかはみんな女性なのですが。それから、横浜は596名の母子に対して正会員は5名です。何か行事があって参加するのは、非会員の方も入っているのです。ちょっと参加費が高くなったりはしますけれども。だから、ミカン狩りとかクリスマス会とかには男性の方もいらしています。静岡は昔から男性の方が多くて、母子が459名に対して13名いらっしゃいます。後で時間があつ

たら話しますけれども、大会に向けて自分の体験談を話すことがあって、静岡市の男性の方が自分のこども2人を育てたことを発表されました。男性は資金繰りはいいかなと思っていたら、その方は会社に行くのもガソリン代がないから、往復19キロのところを走って通勤していましたとおっしゃっていましたが、余計な話でした。

藤浪課長：ありがとうございます。そういったことでは、私たちも支援のところでもひとり親は母子が多いということにとらわれがちなので、父子家庭というところを支援者側もしっかりと受け止めていくように心がけていきたいと思いました。

最後に3番目のところですね。こちらも大事なご提案を頂いています。こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供ということで、16ページのところに書かせていただいているものになります。子どもアドボカシーというのは、こどもの権利の関係のところ、近年、非常に意見表明機会というもの重要だと書かせていただいているところですが、こちらのほうにも、身近で大切なこどもの意見表明機会は、やはり両親の離婚時、どちらの親と住みたいかという、親の都合ではなくこどものという、そこをしっかりと捉えていくというのは本当におっしゃるとおりだと思います。さらに、アンダーラインを引かせていただいています、大人側に対するアドボカシーの理解を深める施策とございますが、こちらをちょっと補足いただいてもよろしいですか。お願いいたします。

渡邊委員：私の個人的なことなのですが、私は10歳のときに交通事故で両親を亡くしまして、その後、家庭裁判所で、腹違いの兄夫婦に養われるか、遠い北海道のおば夫婦に養われるかということ、10歳のときに聞かれたのです。そのときは、やはり遠い北海道には行きたくなかったもので、兄夫婦と一緒に暮らしますと言ったのですが、その後はほとんどの財産を兄夫婦が使い果たしてという結果になりました。そのとき、例えばこどもに、あなたにはこれぐらいのお金が残っていますよ、それを管理するのはどちらがいいでしょうか、いろいろな情報を10歳でも教えてくれたら、判断する材料にはなったかなというのが私の体験です。それがずっと引っかかっていて、やはりこどもの意見を聴く場所が、私の場合は50年前ですけれどもちゃんとできていなくて、今もそうだと思います。なかなか子どもアドボカシーの話とか子どもの権利条約、日本は実はちょっと遅れていて、やっとこども家庭庁ができてこういう話が地域に下りてきたと思いますが、離婚のときでも親がこう言いなさいと仕掛けて思わせて、こどもの意見をはなから押さえつけるような大人は少なくないと思います。でも、こどもがどっちに住みたいか、どちらの親を希望するかは、やはり自由判断だと思いますし、それを作為的に仕向けるようなことは、今まで自動的に行われていると思いますが、大人は実はそこまでこどもの権利を全然考えていないというのがずっと続いていると思いますので、大人を理解を変えないと、子どもアドボカシーって一体何？という方が多いと思いますので、この理解を深めると。この問題は本当に人権の問題なので、大人の人権がちゃんと確保されてから、やっとこどもの人権の話になると思うのです。大人にとっては、自分たちは人権も確保されていないのに、何でこどもの人権を

最優先するんだと。実際、最優先しなければいけないのですが、大人の言い分もあるかもしれませんし、非常にハードルが高い問題かもしれませんが、ぜひともここは横浜市さんをお願いしたいと思っております。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。こどもの意見を聴いてやっていくことも非常に大事ですし、その前提として親側、大人側のほうもそういったところが基本的に満たされていて、そこでしっかりやっていくことで子どもも言っていけるような、そういう全体的な土壌づくりというところでご意見を頂きました。改めてこの問題というのはすごく奥深くて、私どももしっかりと考えていかないといけないなと思うのですが、やはりこどもの意見をきちんと聴いていく、あるいは親の意見をきちんと受け止めていく、そういう調整点で働くという部分は、行政の取組としてはまだできていない部分が非常に大きいのかなと思います。今回、共同親権の動きがある中では、そのあたりをどのように自治体として考えていくのかというのは、実はまだ暗中模索のところがございます。今の段階でまだ、こうやるといいなというのはちょっと言えないところがありますが、もし皆様のほうから、こどもの意見表明あるいは離婚協議といった親と子のところで何かアドバイスや意見などありましたら頂ければと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

本間委員：本間でございます。現在では、まだ離婚前で親が別居しているときに監護者をどちらにするかという監護権の問題ですとか、あるいは離婚が問題になっているときに親権者をどちらにするか、これはそのうち法改正でいろいろ変わってくると思います。あと、離婚前であれ離婚後であれ、面会交流が問題になっている場合、これが裁判所の調停とか審判になっている場合には、やはり家庭裁判所はこれらの問題を非常に慎重に決めるべきことという認識を持っていますので、こどもが乳幼児である場合は別ですけれども、大体、学齢ぐらい、小学校に入っているぐらいであれば、調査官という専門職の方が父親と母親とそれぞれに会って話を聴くほかに、こどもにも親が立ち会っていない場所で話を聴くなどして、かなり慎重に決めていくという手続を取っています。そういったところで、少しずつだとは思いますが、こどもの意見を聞き取って、それを反映させていくという方向に進んでいるとは思いますが、それが今回の横浜市の自立支援計画の中に、今申し上げたような部分をどう盛り込んでいくかというのは、またそれはちょっと難しい問題だと思えます。なので、一つには、決める前になるべく調停とか、あるいは離婚した後でもいいのですが、面会交流等についても調停の手続をより活用するように、いろいろなところで法律相談であれ、ほかの相談であれ、そういったことを案内していくとか、そういった形では行政のほうでも関わっていただけるといいのかなと思います。

藤浪課長：ありがとうございます。今のお話の中にもありましたけれども、家庭裁判所の調査官の方が親御さんやお子さんの面談をして、その家庭の状況をしっかりと把握されているというところで、FPICよこはまというところが実はその家庭裁判所の調査官のOBの方とかで、面会交流支援とか養育費確保支援というところで取り組んでくださって

いるので、そういったところともうまく連携しながら取組を深めていけるといいのかなと、お話を伺って思いました。よろしいでしょうか。では、渡邊委員から頂いたご質問やご意見に対しては、このような形で代えさせていただきました。ほかに皆様、取りあえず第4章までの全体的な整理をしているあたりにつきまして、もしよろしければご意見を頂ければと思います。ご質問でも結構です。いかがでしょうか。湯澤先生、よろしく願いいたします。

湯澤委員：今のあたりと関係して質問ですが、私が不勉強で申し訳ありません。横浜市の場合、相談窓口は区役所で受けていただいていると。そのとき、母子・父子自立支援員の配置というのはどのようになっているのでしょうか。

藤浪課長：お答えいたします。横浜市の場合は、母子・父子自立支援員という肩書を持っている人を例えば1名置いているということではなくて、区役所の子ども家庭支援課にいる社会福祉職という専門職が母子・父子自立支援員の役割を負うということになっておりまして、区役所で実際にその相談援助に関わる専門職が皆、母子・父子自立支援員ということで動くというふうになっております。

湯澤委員：なるほど。そうすると、市民向けには母子・父子自立支援員という名称は周知されるものではなく、国の制度上の位置づけとしてそのようになっているという理解で。

藤浪課長：そうです。ひとり親を含む障害とかいろいろそのご家庭の福祉的なお話をしっかりと受け止めていく職員ということでさせていただいています。

湯澤委員：分かりました。そういうふうになさっている理由というのはどんな背景があるのでしょうか。

藤浪課長：そうですね、それですと昔から来ているというところがありますが、やはり私どもの社会福祉職、横浜市は結構、政令指定都市でも早い段階から窓口で専門職の相談支援の職員を置いていることもございまして、まず、その家庭の問題を丸ごと受け止めて、いろいろな家庭が持っている複合的な課題を見ながら支援していくというところを行っているので、母子・父子自立支援員に求められている機能を専門職がやっているということで位置づけているようなところがあると聞いております。

湯澤委員：ですので、その専門職の方が、ひとり親に限らず、子育ての家庭全般のご相談を受けているという理解でいいでしょうか。

藤浪課長：そうです。

湯澤委員：分かりました。計画の中でも相談機能の充実ということがやはり一つ重要な柱になっているかと思いますが、なかなか母子・父子自立支援員という名称がないものですかから、どのように相談機能が充実されるのか、なかなか見えにくい面があるかなと思った次第です。母子・父子自立支援員ですと父子という言葉も入ってくるので、父子家庭の専門相談員がいるということが市民には見えやすいというような側面もあるかと思うのですが、役所の窓口のところに母子や父子の相談というのがありますということが何か良い形で周知されて、もうちょっとより広まっていくといいのかなと思った次第です。ありがとうございました。

藤浪課長：ありがとうございます。ひとり親の支援での区役所の位置づけというところでいきますと、母子・父子自立支援員がいてお話ができますみたいな形では確かに出せていないので、そういったところで周知の弱さというのは少しあるかなと思っています。私どもは、ひとり親家庭のしおりというものをひとり親の方に区役所の窓口でお渡ししているので、何かあれば私どものところに相談に来てくださいという形でおつなぎはさせていただいているのですが、改めてそこはしっかりとやっていく必要があるなと思いました。あと、ひとり親サポートよこはまというところで、ひとり親に特化した相談ということでいろいろと就労支援を含めて行っているものをご案内したり、そういうところと連携しながら進めていったり、先ほど父子のお話にもありました研修の部分で、ゼネラルで見るとというのは良い面もありますが、ひとり親支援に特化して考えたときの援助職員のひとり親に対する理解であったり、支援のスキルであったり、そういったところをしっかりと母子・父子自立支援員として支援して行ってくださいというところは、今回こちらの計画を定めるに当たりまして、私ども局としてもしっかりと区の職員に研修等によって伝えていく必要があると改めて思いました。

湯澤委員：ありがとうございました。

藤浪課長：ほかにいかがですか。では、道下さん、お願いします。

道下委員：市営住宅に応募してもなかなか当たらないという話をよく聞きます。随分前にもお聞きしたところ新しい建物はもう建てないということだったのですが、今もまだ市営住宅みたいな建物は新しく建てないのでしょうか。

藤浪課長：建築局が来ていますので、今のことにお答えいただいてもよろしいですか。

石津委員（代理：手代森係長）：建築局石津課長の代理で来ております手代森といいます。市営住宅は、私は直接担当ではないので明確なことはお答えできませんが、私が聞いている範囲では、市営住宅は今、建て替えをやっているのですが、住戸数に関してはしばらく現状維持の方向と伺っております。

道下委員：洋光台を建て替えていると聞いたのですが、10年ぐらい申し込んでも入れない人や、1回で入った人もいるので、倍率はどんなものなのでしょう。少し優遇はしているとは書いてありますが。

石津委員（代理：手代森係長）：そうですね。優遇はあると聞いております。倍率も、場所によって非常に高いものもあれば、応募がないところもあるような話は聞いておりますので、やはり地域、場所によってむらがあるというような状況と聞いております。市営住宅から話がずれてしまいますが、私はセーフティネット住宅というものを担当しております、その家賃補助付きセーフティネット住宅というものがあれば家賃補助を出してしまして、一定の収入以下の方であればお住まいのところに家賃の補助を出すという制度をやっておりますので、市営住宅だけでなく、そちらのほうも併せてご利用いただければと思います。

道下委員：市営住宅の申込書に、そういう家賃の補助もありますよという文言は何か入っているのでしょうか。それを知っている人がいればいいのですが、知らないのと。

石津委員（代理：手代森係長）：市営住宅のチラシにも家賃補助付きセーフティネット住宅という制度があるというのが入っていたと思いますが、ちょっと確認いたします。入っていないようでしたら、確かにそういう制度もあるという周知はしたほうが良いと考えます。

道下委員：ありがとうございました。

藤浪課長：よろしいですか。今のお話も個別の施策のほうに入ってきたところがございますので、ぜひそちらでお話が展開できればと思います。20ページの「1 子育てや生活支援」から25ページの「3 経済的支援」のあたりの項目まで触れさせていただきたいと思います。おめくりいただいて20ページから21ページにかけて、今お話に出ましたセーフティネット住宅が21ページの一番上のところに書いてございますので、こちらは私のほうから補足しながらご説明させていただきます。

「1 子育てや生活支援」というところで、こちらには8項目載せさせていただきました。1つ目は日常生活への支援ということで、ひとり親家庭のヘルパー派遣、こちらは、いつきの状況での理由ということで、半年を基本に最大1年間までヘルパーを無料で派遣しまして、生活の援助ができればということで進めているような事業でございます。こちらは、ひとり親に特化した事業になっております。

それから、2番目に保育所等への優先的な入所、3番目に今ちょうど道下委員からご提案がありました住宅確保の支援ということで、市営住宅は今、新規に増やしていく方向にはないということで、優遇はしているけれども、場所によってはなかなか入れないところも多いというような状況でございます。セーフティネット住宅は21ページの上のところですが、こちらは、一定の要件を満たす住宅には家賃補助を行っていたりするところもあるので、こういったところが展開されていくというのは、私どもひとり親支援としてもありがたいと思っています。あと、3つ目でございます住宅支援資金貸付というところで、こちらは、就労の支援に取り組むという方は収入が不安定というところがありますので、最大4万円、最長12か月まで貸し付けるといふ、こちらが国費事業になりますが、行っております。実際に就労や収入の向上が達成した場合には返済も免除ということで、そういった生活の支援というところでの住宅の取組を行っております。

それから、母子生活支援施設、5番目が児童家庭支援センターということで、今日も母子生活支援施設から来てくださっていますが、一定の支援が必要な母子で、住まいが確保されているところでの支援という形で実際に取り組んでいただいているお立場から、ぜひお話を伺えればと思っております。

それから、22ページをおめくりいただきましてこども家庭センターというのは、児童福祉法の改正で今回新たに取り組んでいるものですが、令和6年度から横浜市でも段階的に設置ということで、今年度は3区、鶴見区、港南区、泉区で試行が始まっております。

それから、7番目の地域における支援の推進、そして、8番目のひとり親フードサ

ポート事業ということで、こちらは市の独自事業としてフードバンク事業をひとり親家庭支援事業者さんに取り組んでいただいております。

「2 就業の支援」のところもご説明させていただきます。ひとり親家庭等自立支援給付金ということで、こちらも国レベルになります。ひとり親の方の就労支援の取組ということで、何か資格を取るときの援助になります。

それから、10番目は母子家庭等就業・自立支援センター事業で、私ども「ひとサポ」といって、ひとり親サポートよこはまという名称で取り組んでいますが、こういった就労の関係の支援。

それから、おめくりいただきまして11番目、横浜市中心職業訓練校やハローワークということで、こちらはひとり親に特化はしておりませんが、就労支援ということでは様々なチャンネルで支援を進めているところでございます。

続いて25ページ「3 経済的支援」というところですが、こちらは実際に具体的なお金の支援ということになります。児童扶養手当、このあたりは今回、制度改正ということで、対象者をもう少し拡充しようということで、星印にございますとおり、所得制限限度額の引上げや第三子加算というものが拡充されています。

14番目の児童手当は、今まで所得制限がありました、それが撤廃されて、お子様がいれば高校生までどなたでもということに大きく変わっています。

あとは、医療費助成の関係であったり、18番目は母子父子寡婦福祉資金の貸付ということで、現在はお子さんが進学の関係で何かあったとき、高校進学、大学進学で費用が必要な場合の貸付を、保証人を立てれば無利子ということで行っております。

おめくりいただきまして26ページの19番目は、横浜市独自のひとり親の取組になりますが、特別乗車券ということで、敬老パスは皆さんご存じかと思いますが、同じような制度を、ひとり親の方は無料ということで行っているものとなります。

ほかにも、20番目は各種減免制度がございまして、利用に当たってひとり親は減免という形で行っていますのと、21番目は生活困窮、22番目は生活保護ということで、生活が苦しい方は公としてお支えするというところを行っております。

主に生活支援に関するこの3項目で、ぜひ皆様のご意見を伺えればと思っております。母子生活支援施設が出てきておりますので、できればそのあたりのお話を伺えればと思いますが、濱田委員、いかがでしょうか。母子生活支援施設の関係で入所している親子の支援についてお話を伺えればと思っております。

濱田委員：濱田でございます。膨大な資料の作成、本当にご苦労さまでございます。なかなかこの膨大な資料をしおりにしていただいて、母子施設でうまく利用できるお母さんが何人いるかなというのは、とても難しい現状ではあります。能力的な問題だとか、いろいろなことを考えると、そこまでいかないことがたくさんありますので。ただ、これだけ充実している中で何が一番原因かといったら、お母さんが援助を受けていても、それをうまく自分たちの生活に取り入れられないというところがあります。特にお金の管理ですね。お金の管理がとても難しく。なので、施設に入ったメリットって、

まずそこからですかね。こどもはこどもの自立を目指す。親は親の自立を目指す。お金の使い道もそこに向かって全部、一緒に振り分けていくということをお手伝いさせていただいているのが、施設に出会うメリットですかね。でも、なかなか出会えないので、そこが難しいかなと思っているところです。職員はとても心強く、この素案を見て、これで説明できると思っているのですが、なかなか親が納得していただけないというところが、私たちの腕の見せどころかなと思っています。一番心配なのは、18歳になると出さなければいけないということがあります。なので、こどもが18歳になっても地域で暮らし続けられるかといったら、とても難しい。こういう制度をたくさん張り付けたとしても、それをコーディネートする人がいないので、その辺のところを改善しないとまずいねというふうに、どうしようと、具体的な方法を一人一人にどうつけていくかというところが、私たちの今の課題であります。でも、膨大な支援を体系づけていただいて、特に私はこの資料を見て、18ページの【ひとり親家庭支援の基本方針の体系図】というのが出てまいりましたので、ここの具体的な方法論を職員に指導して、全てのお母さんとこどもに説明できるかなと心強く思っています。本当にいつもありがとうございます。そんなところです。やはりお母さんのコーディネート力のなさを私たちが一生懸命支援していくということですかね。と思っています。

あと、区役所は仕事がたくさんあります。たくさんあるので、こどもの権利擁護のチームがよく動いてくださっているのですが、やはりご負担が大きいかな、仕事が増えているなというのが実際に思うところです。もうちょっと振っていただければ私どもにも振っていただいて、私どもは365日職員がおりますし、ずっと継続したサポートができるメリットもございますので、ぜひその辺はうまく連絡を取り合ってサポートできたらいいなと思っています。以上です。

藤浪課長：まさに支援者ならではのご意見、ありがとうございます。いろいろ制度があっても、それを親御さんがうまく理解して、支援の中で、ご自身の中で使っていけるという、その部分のサポートをしっかりしていけないといけないというのは、本当におっしゃるとおりだなと。そういったところで、支援の皆様には本当に日頃からありがとうございます。感謝の気持ちでいっぱいです。私どももそこにうまくつなげていけるように、こちらの行政側としても支援を少しでも分かりやすくご提示しながら、ぜひ支援者の皆さんに頑張ってもらえるように留意していけないなと思いました。あと、区役所が非常に、支援者の皆様のパートナーとなるべき区役所が非常に忙しいというところの課題も改めてしっかりと受け止めていきたいと思えます。何か区役所のほうからもしご意見があれば、鋪課長いかがですか。

鋪委員：いろいろ応援メッセージをありがとうございます。おっしゃるように、今までのお話にも出ていましたけれども、区役所の相談体制がちょっと分かりづらいということで、ごもっともだと思います。本当にいろいろな機能を持っておりまして、子育て世代包括支援センターをはじめ、地域子育て支援拠点のいろいろと一緒にやっていたり、こ

ども家庭センターに今度なりますけれどもそういったことだとか、あと、健診もやっていますので保健所の兼務になっておりますとか、そういったいろいろな機能をたくさん持っているの、本当に分かりづらくて申し訳ないなというところはあります。

ただ、職員のほうは一生懸命、ご相談に来る方の相談にも乗っていますので、確かにいろいろな相談に乗る中ではピンポイントでというのが難しい部分もあるかもしれませんが、私の経験からも、ひとり親のお父様のご相談も、数年前なので大分前ですけども、かなりお子さんが通う施設とうまくいかなくてお怒りをされていると。お父様は責められていると感じられているようで、ずっとお怒りのお話を聞いていたのですが、その中でおっしゃったのは、自分はいつ床屋に行けばいいんだ、そういう暇もないほどに自分は一生懸命やっているんだということで、親の立場としてはお答えできることはいっぱいあるのですが、行政の立場としてはちょっと控えなければいけないというところがありました。そのときに、今、計画の中を見て、父親同士の交流だとか、そういったところにご案内できればよかったなど。そのときはまだそういう交流会はなかったの、それから立ち上げていったということでは、区役所で全部、相談は完結できないけれども、必要などころにご案内できるという情報は必要だと思いますので、それはこども青少年局と連携しながら今後もやっていきたいと思っています。いろいろ遠慮なく相談していただいて、今ちょっと保健師のほうでも父親支援というところにごく力を入れていて、父親教室というのもこの間始めたのですが、やはり保健師はほぼ女性なので、これは男性の意見をきちんと聴くべきだよということ男性職員に、こんな内容をやりたいんだけどという話をして意見をたくさんもらって、やはりここの言い方を直していかなければいけないとか、ジェンダーの問題は大変大切だと思いますので、そういったジェンダー差も考慮しながらやっていくということも区役所のほうでは努力していきたいと思っています。以上です。

藤浪課長：ありがとうございます。支援者の皆様が抱えるジレンマ、区役所が抱えるジレンマ、そのあたりを私ども局はしっかりとよく見ながら、こういった計画を進めていかないといけないと、改めて思いを強くしました。

松浦委員：ちょっと話が戻ってしまいますが、先ほど父子家庭のお子さんは犯罪率が高いというようなのがあったのですが、私も父子家庭の人と小中高と付き合いきて、一緒にいろいろな自治会の取組などをやってきたのですが、高校に行くと親子のけんかがすごいですよね。体も大きくなって。何でおまえらけんかしてんだよとかいろいろなことを聞いたりなんかしたのですが、そのとき何人もいるグループの中にいた人なのですが、親子だけだったらでどうなるのかなど。止める人もいないし。だから、そういうのって年齢が上がってくると難しくなってくるのかなというのがちょっと、じゃあどうするんだと言われても困るのですが。

藤浪課長：ありがとうございます。二人親とひとり親というふうにあえて対比させていただきますと、どうしてもこどもにかかる大人の数というところでいくと、やはり2人より1人のほうが衝突しやすいというようなこともあつたりしますし、あと、お子さんの年

年齢が上がってきて、お子さんの主張が始まることでのそういったぶつかり合いというのは、まさにひとり親ならではのところがすごく大きいのかなと思います。そういったところも意識しながら考えていかないといけないなと思いました。湯澤先生から手が挙がっているのでお願いいたします。

湯澤委員：今のことというより、相談とか情報のつなぎというところで、既にご存じかと思いますが情報提供として、東京の練馬区などは区役所でひとり親家庭総合相談窓口というのを置いていまして、ひとり親家庭支援のコンシェルジュ機能ということをやっているんですね。横浜だと保育のコンシェルジュというのがあるかと思いますが、やはりひとり親家庭の方が、自分が相談に行ける、そういうところがあるんだというのが分かると、就業自立支援センター以外の役所で分かるというのかなと思ったりします。練馬区の場合、ひとり親家庭支援ナビという外部サイトに飛べるのですが、総合相談と法律相談と出張相談というのもありまして、平日ではありますが専門相談員さんが、必要であればひとり親家庭のおうちに訪問するという出張相談もあるのですが、そこのナビに飛ぶと、相談の予約ができてしまうのです。出張相談も、第1希望、第2希望、第3希望と、日時まで希望を書けるような形になっていますので、もし何かご参考になるところがあればと思って発言させていただきました。

藤浪課長：ありがとうございます。かなり先駆的にいろいろと取り組んでいるということで、調べてみたいと思います。そのように電子を使って出張相談の予約ができるところがあるということは非常に参考になりますので、検討できればと思います。篠原委員、お待たせしてしまいました。お願いいたします。

篠原委員：母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリアで施設長をしております篠原と申します。よろしく申し上げます。母子の話ばかりで大変申し訳ないのですが、母子生活支援施設の生活のことについては先ほど濱田先生からあったと思います。私は母子生活支援施設でもう28年やっているのですが、割とお母さんたちにインタビューすることとして、母子生活支援施設に入るまでの経緯について伺ったときに、なかなか相談することができず、どこに相談したらいいか分からない。今、湯澤先生がお話ししてくださったことに関連しますが、どこにどう相談していいかが分からないという意見が多かったです。あと、相談することは恥ずかしいことだというふうに抵抗している人もいらっしゃいましたし、相談しても冷たい対応をされてしまって諦めたとか、離婚することが前提だと言われてしまって、そうでないと話を聞いてもらえないということで諦めたというお母さんたちも多くいました。あとは、実際に説明されても、どういふところか分からない。不安が強いか、どういふ建物があるのかとか、周りにはどういふ病院があるのか、近くに学校があるのかもよく分からないまま、母子生活支援施設の情報を資料で説明されても、入ろうと思って行くにはやはり抵抗があるということが、今まで入ってこられたお母さんたちの中で多く出た意見です。

それは非常に、もったいないと言うと言葉が悪いですが、そういうことでためらうことでどんどん母子家庭の問題が重篤化してしまって、重篤化してから母子生活支援

施設によりやく入られ、つながってくださるということもあります。私がつい最近あったことで残念だったのは、母子生活支援施設におられた方が出られまして、その出られた先で3年間、電気・ガス・水道が止まった状態のままで生活していたというのがあったのです。その間、区役所さんの生活保護担当のワーカーさんは当然関わってはいるのですが、この母子に対してどういう支援ができるのだろうか、どういうケアが必要なのだろうかというところのサポートのネットワーク形成がないままで埋もれてしまっていたというのが実際、現状としてありまして、ちょっともったいないというか、一生懸命やってくださってはいると思うのですが、実際、現状としてそういう家庭もありました。

私は、もちろん重篤化して母子生活支援施設にお入りになられるのもいいのですが、もうちょっと軽い段階と言うと言葉は悪いですが、母子が重篤化する前の予防的な意味合いで母子生活支援施設をご利用いただくという、そういう入るための入り口をもうちょっと広げてもいいのではないかと。重篤化して母子生活支援施設の職員が疲弊する、疲弊するのは当然だと思うのですが、なかなか重篤化すると、母子そろって関わりが大変だったりします。なので、そのもうちょっと前段階で、こういう話も聞いたのですが、6年間不登校だったという話を聞くと、もうちょっと早い段階で何とか母子生活支援施設に入っただけで、そこで職員のケアを受けたりサポートを受けることで、お母さんが安定してお子さんも安定して学校に行けるようになったケースも多くあります。なので、もうちょっとそういう予防的な意味合いで母子生活支援施設を活用していただけないかなというのが私の思うところです。

児童家庭支援センターの方、センター長さんと私は交流することが多いのですが、地域で埋もれている心配で危険な母子世帯はごろごろいると言っています。ただ、その母子世帯が相談にも行けない、相談にも行かない、あるいは相談に行っても戻って帰ってきちゃってまた自分たちの問題を抱えたまま生活をしている世帯が多くあると聞いて、そこは何とか手を打っていかないと、どんどん母子家庭で問題が複雑化・重篤化して行って、事件や事故に発展していきってしまうことがあるのではないかと思います。

一つは、母子生活支援施設を利用するための間口を広げていただけないかということと、相談機能ですよね。もうちょっと安心して相談に行って、どういうところだというのが納得・理解できる、こういうところであれば入ってみたいと思っていただけるようなシステム・仕組みで考えていただけないかなと思いました。

秋野部長：篠原委員、ありがとうございます。こども福祉保健部長の秋野です。篠原委員にはもう一つ別に社会的養育推進計画の委員もやっていただいています、その中でもいろいろご意見を頂いているのですが、やはり区役所のほうもなかなか施設とうまく連携できていない部分というのがもちろんあるのかなと思いますし、さっきおっしゃっていただいた予防的な利用というのは、今後ぜひ横浜市としても進めていきたいと思っております。区と施設とが連携を深めていくことで支援をつなげていくというのと、

さっきおっしゃっていただいた区の中や関係機関とのネットワークというのをきちんとつくって支えていくというのも非常に大事な視点かと思います。

藤浪課長：濱田委員から手が挙がっていますので、お願いいたします。

濱田委員：私は6月まで、実は3つのセンターでセンター長をしておりました。地域密着と、12歳までしか児家センは関われないので、その子たちをどうするかと考へ、寄り添い方のサポート事業に手を挙げさせていただいて、次の年度にも実は手を挙げているところです。やはり、やってもやってもなかなか支援が繋がっていかない。それと、こどもの成長を待つには時間がかかる。それをご理解いただくために、いろいろな方たちに具体的なお話をしていく。でも、何とか変えなければいけないというのは全員思っていることなので、私どもも具体的に何に困っているかというのを、もっと積極的に言っていく必要があるかなと思っているところです。さっきの篠原先生の発言も、本当に私も身をもって体験したことがたくさんありますので、感心して聞いていたのですが、なかなかお困り事の自覚がお母さんにないというのが問題点であって、それはやはり、ちょっと医療につないだほうがいいのかと思ってみたり、何かもうちょっと違う専門職とチームを組まないと、簡単には済まないケースがほとんどだなと感じているところです。なので、もうちょっとうまく地域資源をつないでいただけたらありがたいかなと。

それと、こんなことを言って申し訳ないのですが、土日に開いている相談機関があるじゃないですか。横浜市はケアプラザが140か所もあるんですね。私どもも1つだけ合築で建物を建てておりますけれども、母子の相談もたくさん実は法人本部が受けてくれています。なので、何かそういう得意分野を持っているところが手を挙げさせていただけたらありがたいなと思っているところです。大きなおせっかいを焼く人が必要ですね。お困り事の自覚がないお母さんに連れられているこどもはもっと困ってしまうわけですから。

それともう一つ、施設でこどもの意見を聴くようになったんですね。YMCAがアドボケートをしてくれているのですが、私どもが先に手を挙げて、9月7日ですかね、早い時期にこどもの意見を聴いてほしいと思って若い弁護士さんに来ていただいたことがあります。そのときに、ADHDや何かで苦しんでいるこどもが、実に40分ぐらいですかね、先生とその若い弁護士さんに、自分はこういうふうに困っているというふうに関係にお話できたので、それについて、私どもは心理士が常駐しておりますので役割分担の中で、人から言われて嫌になったときに自分がどう対応するかとか、お母さんに誰に伝えてもらうかとか、具体的な時間をたくさん設けてお返事等させていただきました。やはり唯一、そういうことができる母子生活支援施設に入れるメリットというのは大きいかなと思っています。

それともう一つ、母子寮は優秀な機能をたくさん持っているので、もうちょっとオープンにできたらいいかなと思っています。例えばこども食堂で気になる親子をつないでくださるとか、児家センでもいいのですが、そういうようなことがもうちょっと

つまびらかに具体的にうまくいけたらうれしいなと思っていますところ。やはり自分が強く誰かに見つめられているとか、要するに他人から嫌な思いをさせられていることをどう対処したらいいのかというのは、非常に何日も心理職が一生懸命説明してくれたときに、こどもの顔つきがぱっと変わったのと、親が安心しましたと言ってくれたことは、とてもよかったなと思いました。横浜市は頑張っているなと思っています。よかったなと思います。やはり、こどもが意見を言ってこどもが力をつけていく以外にないと思っているんですね。とてもありがたいです。ただ、横浜市はたくさんの方の事を一遍にしようと思っているので難しいとは思いますが、私たちはパートナーですので、ぜひその辺は丁寧につないでくださったら本当にありがたいかなと。こどもはちゃんと意見が言えますので、今回はありがたかったなと思います。それと、効果絶大で、親子がとても明るくなりました。そんなところです。

藤浪課長：ご意見ありがとうございます。お話の中で、児童家庭支援センターとか、こどもの意見表明の進めている事業の話などにも触れていただきましてありがとうございます。お話の中にありました、地域のいろいろな資源からつないでいく、いろいろな資源につないでいくといった部分の取組ですとか、先ほど篠原委員からありました予防的な関わりみたいところでいきますと、22ページの6番目に書いてありますこども家庭センターというのを今後展開していくことを予定しております。こちらは各区のこども家庭支援課がこの機能を持つということで、全部のご家庭に対してつくるわけではないのですが、支援が必要だと思われるご家庭にサポートプランというものをつくっていきます。今まで何か支援をするときには、行政側のほうだけで一方的に、この家庭にはこういうものが必要だよねというふうにつくっていったものを、こども家庭センターになりますと、当事者の方にニーズとかお困り事とかそういうものを確認して引き出しながら、ご本人と確認するのと、できる限りこどもの意見を聴きましょうというのがポイントになっています。まだ自治体も始めたばかりで、今、私どもも先行区で試行錯誤しながら進めているところですが、これを段階的に各区で取り組んでいくことで、今までの受け身、ある意味、起きたことに対してどうでしょうかというところから、もう少しニーズから予防的な関わりとか、相手に気づいていただくとか、お子さんの声もしっかりと聴いていくという取組は、今よりも一歩進むことができるようになるかと思っています。そのあたりはまだ試行錯誤中ですが、頑張っていきたいと思っています。ここで湯澤委員からお手が挙がっております。よろしいですか。お願いいたします。

湯澤委員：ご発言を伺っていて、本当に予防的なところからの関わりが母子生活支援施設の有効な活用ということで、大変感銘を受けました。今回の計画の中で、やはりこの物価高や食料費の高騰などがまず最初に出てきていると。今、そういうところでいろいろな実態調査に民間団体も取り組んで、本当に厳しい生存の心配を抱えるような世帯も増えてきているということが明らかになっていると思います。そういう中で、やはりセーフティーネットがまず機能していないわけで、生活保護世帯における母子世帯、父

子も含めて利用率が本当に低いのです。母子生活支援施設というのは、本当に有効なセーフティーネットなんですよね。しかし、全国的にも、なかなか行政から入所につながらない暫定定員という問題や、もっと有効活用できるのではないかということが課題になっているところで、以前も発言したのですが、例えば母子生活支援施設の有効活用に関する検討会というのを一度立ち上げて、どんなふうに関連したらどんな方にどういうサポートが提供できるか、それを基に窓口の職員の皆様とも研修などを一緒にしながら、セーフティーネットとして、また、予防的な機能として、活用できればいいのかなと思った次第です。

あと一点、やはり計画という性質上、仕方がないところではありますが、なかなか具体的に何がどう変わるかというのが見えにくいところがあります。一番よく分かるのは、後半にある実績の一覧表かなと思っています。そうしますと、37ページのところで、母子生活支援施設が8か所と書かれてはいるのですが、箇所数のみでなく、何人が利用できているのかとか、そういう実績も併せて記載していただくと、より現状が分かるかなと思った次第です。以上です。

藤浪課長：ありがとうございました。湯澤委員、ちょっとだけ補足させていただきますと、37ページのところで、母子生活支援施設は8か所の後ろに入所世帯数を書かせていただいているのですが、もうちょっとプラスした情報みたいな。それぞれの施設ですか。

湯澤委員：もう少しプラスの情報があるといいのかなと思った次第です。

藤浪課長：分かりました。承知いたしました。

秋野部長：ご意見ありがとうございます。先ほどちょっと申し上げた篠原委員に出ていただいている社会的養育推進計画の策定検討会というのをやっております、そこで母子生活支援施設だけでなく、今後は児童養護施設なども含めて横浜市内の施設の在り方というのを検討しているところです。その中で、先ほどおっしゃっていただいたような予防的活用であるとか、いかにうまく地域と連携していくとか、そういうことも含めて検討しているところです。実はこちらのひとり親の計画よりちょっと遅れてなのですが、これからまた市民意見募集をその計画についてもやっていく予定になっております。

藤浪課長：ありがとうございます。お時間も進んできたところで、まだ後半の議題もごさいますが、その前にこのパートで、就労支援の関係でご意見を頂ければということで、マザーズハローワークさんにお話を伺えればと思うのですが、川田委員、よろしいでしょうか。就労支援のところでは何かご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

川田委員：今、母子家庭の方でこちらに来ている方は少ないのですが、やはりその前の段階ですね。お仕事というよりおうちのことをどうしようとか、そういったようなご相談が結構多いので、今日頂いたこの資料で、いろいろな生活支援とか、こういうものがあるよというのが分かりましたので、それを情報共有してご相談者の方にお話ししていこうと思っています。

藤浪課長：ありがとうございます。私どもひとり親の就労支援では、マザーズハローワークが持

っていらっしゃる求人の情報がマザー向けというところで頼りにさせていただくことも多いと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

では、前半のほうはこれで終了させていただきまして、後半のほうに移らせていただきます。資料は28ページの「4 養育費確保の支援」をご覧ください。こちらは本間先生にやっけていただけている23番の法律相談ということで、離婚に関する法律相談や養育費、親権に関することなどについて、詳しい弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図りますと書かせていただけております。

24番は養育費についての広報・啓発ということで、特に今回、共同親権の動きがございますので、先ほど渡邊委員からもありましたが、もう少しそこがどう変わっていくかも含めて国の様子が見え次第、私どもも今までひとり親のしおりということでいろいろな施策をばくつと紹介しているところですが、このあたりについて、養育費とか面会交流といったその広報・啓発というのは一層進めていく必要があると思っております。

25番目は養育費の確保支援ということで、養育費確保に係るいろいろな費用の補助であったり、今年度から新たに取組んでおりますのがADRということで、裁判外紛争の解決手続とか弁護士費用への一定の補助というものもこれから取組んでいくところがございます。

続きまして、次の29ページの「5 相談機能や情報提供の充実」のところでは、26番、相談・情報提供の充実ということで、大きな窓口として1つ目は区役所、2つ目はひとり親サポートよこはま、3つ目は男女共同参画センターさん、後で丹羽さんにお話を伺えればと思ひます。お願ひいたします。あとは、当事者団体・関係機関との連携ということで、先ほどのネットワークづくりみたいなところも非常に大事だと思っておりますが、そういった多面的な支援の輪を広げていくということが重要だと思っております。

27番目、離婚前相談ということで、こちらでもひとり親サポートよこはまで行っけていただけているいろいろな事業がございます。

おめぐりいただきまして30ページになります。28番目、当事者同士の交流や仲間づくりということで、ひとり親サロンというのをひとり親サポートよこはまで行っけております。あとは、ひとり親家庭の情報交換であったり、渡邊委員にご協力いただけている父子家庭の交流事業などを行っけております。

29番目、支援者への研修ということで、改めて今まで言っけたようなひとり親のいろいろな状況というのを、実際に支援に関わる人たちに伝えていくための研修をしっかりとやっけていきたいと思っております。

31ページは最後の項目ですけれども「6 こどもへのサポート」ということで、ひとり親のこどもの相談支援をしっかりとやっけていかなければいけないと思っております。実際にこどもが相談しやすい窓口やツールもいろいろ考えながら進めていきたいと思っております。

31番の生活・学習支援事業です。こちらは先ほど濱田委員からも同じ話で、寄り添い方の生活支援事業とかそういったものがございしますが、1つ目の思春期・接続期支援事業というのは横浜市独自の事業ということで、中学生のお子さんで希望するご家庭に、お子さんの家庭教師の派遣を行いながら親御さんの相談にも乗るという、そこをワンセットで行うというものです。先ほどもありましたけれども、中学生で大きく変化して、親が一人でその変化を受け止めるというのが結構厳しいというところに相談の人が入って、相談に乗りながら進めていくというような事業も横浜市独自で行っているところです。そして、2つ目の寄り添い方学習支援事業は、生活困窮の流れから行っているものですが、学習支援ということで高校進学をサポートしていくような取組であったり、寄り添い方の生活支援事業は、先ほど濱田委員からお話が合ったように、基本的な生活習慣をしっかりと支えていくような取組になっております。あとは、今年度から始めております大学受験料補助というものも、こちらは児童扶養手当受給世帯に対して大学の受験料を補助することで、少しでも進学の機会を妨げることがないようにということで取り組んでいるものになります。おめくりいただきまして32ページは放課後学び場事業を挙げておりますが、先ほどの学習支援の流れで、教育委員会さんを中心に行っていたいでいるものとなります。

32番は親子交流支援事業ということで、こちらは親子交流の関係、先ほどFPICと申し上げましたが、そちらのほうでご案内するような形で行っているものでございます。

33番目は、こども食堂など地域の取組支援、34番目は、まさにこどもアドボカシーという、こどもの意見を聴く取組の推進ということで、こちらは施策を検討するに当たってお子さんの意見を聴いたり、今回も聴かせていただきましたけれども、そういったものを受け止めていくとともに、実際に施策を進めていくときにも、こどもの気持ちに寄り添うことを大事にして進めていかなければいけないと思っております。実はこどもの気持ちを聴いていくというところをどのようにやっていけばいいのかという具体はまだ私どもも試行錯誤のところがございますが、しっかりとこれを計画に位置づけて進めていきたいと思っております。

ご意見を頂ければと思いますが、まず最初の29ページのところに戻りまして、男女共同参画センターから丹羽委員にお話を伺えればと思います。お願いいたします。

丹羽委員：まず最初に、修正をしていただかなければいけないことが出てきましたので共有させていただきます。男女共同参画センターのところで「女性としごと応援デスクでは」というのが入っていたのですが、ちょうど指定管理の切替えに伴いまして、この名前の事業がなくなりました。ただ、別枠で「無料のキャリアカウンセリング等を実施しています」ということは言えますので、そのように修正をお願いしたいところでございます。縮小というよりは、無料のキャリアカウンセリングについてはオンライン化して、利便性を図ってご利用を促していくということを計画しております。

私どものセンターは、割とふわっとした何でも相談の窓口ですので、仕事・子育て

て・DV被害などについての相談を受けていますという形で広報もしております。そうすると、ひとり親家庭ずばりというよりは、大変多いのがそれこそ離婚前相談で、迷っていますと。それから、離婚という言葉も口にしない段階で、もやっと眠れないんですと入ってくるけれども、その内実は離婚を考えていて、子どもを抱えてこの先とても踏み切れないということがあったりします。なので、先ほど篠原さんがおっしゃったような離婚というより、まずは具体的な相談がとてもためられるという方が何となくかけてくるという機会が大変多いです。そのときに、私ももちょっと不勉強でして、母子生活支援施設の実態というか、もっとそんな機能があって予防的に使えるんだとか、いろいろなそれこそ父子家庭の特別な状況とか、そういうことを詳しく知っていたらもうちょっと力強く支援ができるかなというふうにも感じるころです。ですので、支援者への研修ということが30ページにありますけれども、これは区役所の職員さん等を中心にしておられたのですが、もしお願いできるようでしたら、そういった離婚前相談が入るような、相談部門なんかも含めて幅広く研修対象に含めていただけたらありがたく存じます。以上です。

藤浪課長：貴重なご提案ありがとうございます。今のご意見ではっとさせられまして、実際にいろいろな支援の場をつくっていても、そこが有機的につながっていけば、もっとプラスの良い取組になるというところをちゃんと意識しないといけないと改めて思いました。出張相談みたいになるのか、何か意見交換みたいな形になるのか分かりませんが、そういった何かしら支援につながりそうなところにご理解を進めていただけるような、そして、何かあればこういうのがご案内できるとか、そういったようなものとうまく有機的につながられるような取組をぜひ進めていきたいと思いました。あと、ほかに何か、このあたりでご意見とかありますでしょうか。では、道下委員、よろしくをお願いします。

道下委員：先ほど施設長さんから、やはり困っている家庭の方がいらっしゃるということだったのですが、随分前から、区役所に離婚届を出したときに、ひとり親サポートよこはまとか、そういういろいろな何か渡してくださると聞いていたのですが、今も渡していらっしゃるでしょうか。

藤浪課長：戸籍の窓口ではなくて、こちらの子ども家庭支援課のほうにはなりますが、離婚届を出されて、児童扶養手当がご案内された、その子どもの窓口のほうでのご案内するようになっております。

道下委員：では、自立支援センターの支援員じゃないやつ、その中に法律相談も持っていますし、うちの会も持っているかなと思います。

それから、母子生活支援施設のことでちょっと余談になるかと思いますが、関東グループ大会で栃木県のひとり親の方が7年前に、夫のDVから子どもにも暴力を振るうということで子ども3人抱えて家を飛び出して、車があったから車中泊をしていらしたのですが、その後、どうなったかそこまで知りませんが、今、19歳、17歳、11歳で、もう今は元気で皆さん生活していらっしゃいます。そういうときに、横浜市では

駆け込み寺的な母子生活支援施設にすぐ入れるのでしょうか。急に家を出ちゃって住むところがなくて。

秋野部長：横浜市では、母子生活支援施設の緊急一時保護事業というのをやっております。あと、そのほか、例えば県の女性相談センターですね、いわゆる昔の女性相談所ですけども、そちらのほうでもシェルター的な役割を担っております。

道下委員：分かりました。横浜ではどうなのかなと心配していましたので、ありがとうございます。

藤浪課長：そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

本間委員：本間でございます。32ページの親子交流支援事業のところですが、先ほどFPIC等を紹介するというので、これはもちろん重要なことなのですが、FPICは基本的には有料で、なかなかひとり親家庭の方が利用するにはそんなに低廉な金額ではない。これはただ、やむを得ないことだと思っているので、FPICの料金体系がどうということではないのですが、なかなか難しい面があります。

それと、アンケートの中にもあったのですが、安心して面会交流が実施できる場所がなかなかないというような話もありました。将来的には、やはりそういった安心して面会交流が実施できる場所、つまり、連れ去りとかの危険性がなく、出入口は異なっていて、監護している同居している親も目の届くところにいて、同居していないほうの親とお子さんが見えやすいような場所とか、今でもありますけれども、さらにそういったところを増やしていく。あと、なかなか難しいかもしれませんが、今、FPIC等がやっている面会交流の付添いとか送迎、日程調整といった援助なども行政のほうで実施できるというのが理想かもしれませんが、ニーズとしては非常にあると思っておりますので、そういったことにも今後、いろいろな問題があると思いますが、期待していきたいと思っております。

藤浪課長：ご提案ありがとうございます。ちょっと他都市でも、例えば明石市ですと面会交流のところでたしか何かを取れたりとか、自治体独自でできる部分もあるのかなと思います。横浜市は子育て支援拠点とか、小さいお子さんですと結構そういう場を使っているという話も聞いていますので、実際、皆さんがどういう場があると安心するのかということも聞きながら、行政としてできることは何かというのと、あと、金銭面ですね。非常にその部分は大きいかなと。今ちょっと処方箋的にできるものはまだないのですが、国のほうでも今回の共同親権の動きを受けて何かあるといいなと思っています。

本間委員：そうですね。今言わなかったのですが、共同親権の導入その他面会交流についても養育費についてもかなり法律が変わって、実際にそれが執行されているいろいろ変わってくると思うので、そのあたりもまた見ながらと思っておりますが、そこ絡めて市としてもいろいろ考えて制度等々、整備していただけることを期待したいと思います。

藤浪課長：ありがとうございます。しっかりと今後の動きも注視しながら、ぜひ検討していきたいと思っております。ほか、皆様いかがでしょうか。ちょっと後半は駆け足になってしまい

ましたが、よろしいでしょうか。

では、本当に貴重な意見をたくさんありがとうございました。私もはっと改めて気づかされるのがすごく多くて、ぜひそのあたりは、計画をつくるだけではなくて施策にうまく落としていって、関係機関といろいろな連携をつくりながらしっかりと進めていくということが大事だなと改めて思ったところです。本当にありがとうございます。一旦ここで終わらせていただきますが、まだ何か気づいたことがございましたら、ぜひお寄せいただければと思います。では、ここで一応、議事は終了させていただきます。

#### その他

藤浪課長：事務局から連絡させていただきたいと思います。お願いします。

花田係長：ありがとうございました。それでは、事務局から3点ご案内させていただきます。

まず1つ目ですが、本日の会議に関しましてご意見等ございましたら、随時、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

2つ目ですが、会議冒頭でご案内させていただきましたとおり、本日の会議の議事録につきましては、ホームページで公表させていただきます。第1回のほうは1週間後くらいにホームページにアップさせていただく予定ですが、第2回の議事録もまとまりましたら、こちらのほうは早めに委員の皆様にご確認をお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3つ目ですが、次回の会議につきましては、12月5日木曜日の開催を予定しております。資料につきましては、改めてご連絡させていただきます。事務局からは以上になります。

#### 閉 会

藤浪課長：それでは、以上をもちまして第2回横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会を閉会させていただきます。皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

資料	資料1 第1回連絡会会議録 資料2 自立支援計画（令和7年度～11年度）素案 資料3 自立支援計画（令和7年度～11年度）素案概要 資料4 横浜市ひとり親家庭アンケート調査 結果報告書（参考資料）
特記事項	なし